

# 火災予防上講じた措置

1. 使用するLPGボンベの屋外設置場所には、クサリ等にて転倒防止の措置を講じる  
屋内においては、8kg未満とする。
2. ボンベを設置するコーナーは、届出書添付の図に記すとおりとする。
3. LPGボンベから燃焼器具までの配管ホースについては、状況に応じて金属管とし  
ゴムホースを使用する場合には、その長さを2m以内とする。
4. 厨房にて使用するガス使用量は必要最小限にとどめる。
5. ガス漏れ警報器を設置し、火災予防をはかる。
6. 各区分仕切りには、防炎パネル及び、ガス器具直近の壁体は、準不燃材以上とする。
7. 消火器を必要数、有効な場所に設置する。
8. 必要な箇所に避難誘導員を配置し、災害等の避難誘導員に当たらせる。
9. 使用者は裸火の使用を容易に停止できる措置を講じる。
10. 防火管理者及び火元責任者を指名し、これらの者による監視、及び使用後の点検等  
の体制を講じる。
11. 災害時には、消火・通報・誘導の部署により適切な対応をはかる。